答弁書第一三号

内閣参質一〇七第一三号

昭和六十一年十二月十二日

内閣総理大臣　中曽根康弘

参議院議長　藤田正明殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出自衛隊のミサイル暴発事故を契機とする「防弾堤」建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出自衛隊のミサイル暴発事故を契機とする「防弾堤」建設に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

昭和六十一年九月四日百里基地で発生したミサイル不時作動事故はアンビリカル・ケーブルの短絡によるものであることから、品質確認を完了したアンビリカル・ケーブル及び逆流防止ダイオードを追加したランチャーを使用する等の措置をとることとした。同種事故の再発防止対策としては、これらの措置をとることで十分であると考えている。

なお、同日の事故の原因を調査中の段階において、千歳飛行場では、部隊としての取りあえずの安全対策として、堤を設置した。自衛隊と民間とが共に使用している飛行場又は空港のうち、堤が設置されているのは、三沢及び小松の各飛行場並びに那覇空港である。